

みえこどもの城指定管理者に係る質問及び回答

質問項目	質問内容	回答
1 応募に関する前提条件等について	(1)令和2年2月県議会常任委員会に提出された『みえこどもの城指定管理者制度活用の方針』(4)指定管理者が行う業務の範囲中、～、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに～とありますが、今回示された『こどもの城指定管理者募集要項』では、4 指定管理者が行う業務の範囲以下に列挙される各事業区分に示される「定性的な事業水準、事業目的に応じた新規企画提案及び業務・事業の実施回数及び基準」と理解してよろしいか。	お見込みのとおりです。 募集要項4「指定管理者が行う業務の範囲」に例として示した内容を参考にしてください。
同上	(2)『4 指定管理者が行う業務の範囲』中、アの(ア)施設及び設備を利用に供する事業の説明で、老朽化が進んでいることから、プラネタリウムの機器の設備を使用しない場合のドームシアター有効活用方法を提案するとされています。このため、現在の記述内容では、プラネタリウムを利用する場合、利用しない場合、など施設利用の場合分けが必要な表現とも解釈できると考えられますので、	プラネタリウム機器設備を使用する場合と使用しない場合に分けて提案をお願いします。  ①プラネタリウム機器設備が使用できないことでドームシアターを常時閉館としてしまうのではなく、ドームシアターを有効活用し、来場者が見込めるような提案をしていただきたいと思います。  ②③みえこどもの城は平成元年開館の施設であり、さまざまな修繕を施しながら運営を行って

質問項目	質問内容	回答
	<p>① この事業（項目）の「要求水準」の見解について詳細な説明をお願いします。</p> <p>また、プラネタリウム、全天周映画の設定がない場合、利用料金の算出に大きな影響があるだけでなく、団体利用の選択肢が狭まることなどを含め、こどもの城の施設イメージにも大きな影響があることが大いに想定されます。</p> <p>② このため、利用料金制との関係も含めて県の考え方をご説明願います。</p> <p>③ 施設の管理運営を前提とする指定管理者制度で、運営施設の稼働が不確定状況での事業提案には大いに違和感を感じるようです。少なくとも県が明確なリスク負担を行うことを明示すべきと考えますが、その点についてご見解はいかがですか？</p> <p>④ 『5 指定期間を通じて達成すべき成果目標』について、新型コロナウイルス感染症の収束目途がつかない状況下において、各成果目標に関してどのようにお考えでしょうか。国や県が掲げるコロナ対策を実施した上</p>	<p>るところです。</p> <p>プラネタリウムの老朽化の事実を伝えたくて指定管理者を公募することが公正公平であると判断したため、募集要項に記載しています。</p> <p>プラネタリウム機器が使用できなくなった場合に、ドームシアターでプラネタリウム機器を使用しない有効な活用方法も提案していただきたいと思います。</p> <p>リスク分担については、協定書案別記5 リスク分担表によることとします。</p> <p>④成果目標の22万人は過去の来場者人数から算出した人数であり、新型コロナウイルス感染症の影響がどのようなものであるかは不確定な要素も多く、三重県としてこの成果目標値を変える予定はありません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関連した項目については、募集要項4(1)セで考え方を示しています。これをふまえて提案をいただいた内容を反映した仕様書を協定書に添付することとします。</p>

質問項目	質問内容	回答
	<p>での運営は、この数値設定の中で見込まれているのでしょうか。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に関連した項目は、協定書の中に盛り込む予定はありますか？</p>	
<p>2 『4 指定管理者が行う業務の範囲』における施設・設備の現状等について</p>	<p>(1) (『4 指定管理者が行う業務の範囲』における) (1) 業務の内容、アの (ア) 施設及び設備を利用に供する事業の説明 (2 施設の概要中 (4) イの区分と同一) 中、サイエンスルームは現状表記としては「ボランティア・講師ルーム」と思われます。また、現状の利用状況は、通常ボランティア・講師控室とし、大型イベント時等には、火気・調理ができる部屋として活用していると理解していますがいかがでしょうか。</p>	<p>ご質問にある現状表記は、現指定管理者の利用方法によるものであり、募集要項には、みえこどもの城改修時 (平成 14 年度) の平面図の表記を記載しています。</p>
<p>同上</p>	<p>(2) なお、理科工作等の利用については、3F「アートスペース」で実施されていると思われますので、ご確認をお願いします。</p>	<p>そのように理解しております。</p>
<p>同上</p>	<p>(3) プレイランド中のボールプールは、今期指定管理期間内では一切使用していないので、訂正願います。</p>	<p>現指定管理者からの現在利用実態がないという申し出ですので、削除いたします。</p>

質問項目	質問内容	回答
3 維持管理に関する業務について	<p>(1)質問項目1(2)とも関連しますが、「要求水準を明確にするため」、維持管理業務に関し、法令基準に基づくもの、県の行政指導によるもの、今回の指定管理独自の「要求水準」によるものなどの区分を用いて、根拠等を具体的にお示してください。</p> <p>なお、『4 指定管理者が行う業務の範囲』中、イの(サ)浄化槽保守点検にのみ明示されています。</p>	<p>○法令基準に基づくもの (ア)～(ソ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法</li> <li>・労働安全衛生法</li> <li>・建築物衛生法</li> <li>・消防法</li> <li>・電気事業法</li> <li>・フロン排出抑制法</li> <li>・浄化槽法</li> <li>・水道法</li> <li>・液化石油ガス法</li> <li>・ビル管理法 等</li> </ul> <p>なお、各点検回数等については、募集要項に記載の回数を基準とします。</p> <p>○指定管理独自の要求水準によるもの (シ)～(ソ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃、警備、危機管理・安全対策・衛生管理業務、その他設備等に係る必要な保守点検</li> </ul>
同上	<p>(2)4-イ-(ア)「建築物の敷地及び構造点検」における、(ア)に示される基準以外の建築物等の点検について、</p> <p>①設置者である県が実施するということで</p>	<p>① 4-イ-(ア)「建築物の敷地及び構造点検」をはじめとする以下の建築基準法12条点検についてもイの業務に含めて考えており、指定管理者に実施を求めるものです。</p>

質問項目	質問内容	回答
	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>②指定管理期間(5年)を超えるスパンでの点検のため、今回の指定管理業務には示されていない点検項目等の有無について、根拠法令等を含めてご明示ください。</p> <p>③(併せて、該当する点検事項等がある場合は)前回の点検実績等について、情報提供をお願いします。</p>	<p>○昇降機(1年以内毎)</p> <p>○昇降機以外の建築設備(1年以内毎)</p> <p>○防火設備(1年以内毎))</p> <p>募集要項4イにもあるとおり、(ア)～(ソ)の維持管理業務を実施するほか、他の法令の定めるところにより、適正かつ効果的に、効率的な施設管理を指定管理者に求めるものです。</p> <p>②指定管理期間5年を超えるスパンでの点検は現在想定していません。追加、変更が必要となる場合は、指定管理者と協議して決定いたします。</p>
同上	<p>(3)4-イ-(ソ)「その他設備等にかかる必要な保守点検」に示されている点検項目の中で、「②大型ドーム映画映写機保守点検」について、平成21年度のデジタルプラネタリウム導入によって事実上使用中止となっています。またその際に設置された、デジタルプラネタリウムシステムの点検については示されていないので、②の内容がそのままデジタルプラネタリウムシステムの保守点検に置き換わると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
同上	<p>(4) 設備について</p> <p>① 法定耐用年数を経過しているものを具</p>	<p>募集要項には「耐用年数」と記載しておりますので、質問にある「法定耐用年数」は「耐用年数」</p>

質問項目	質問内容	回答
	<p>体的に明示ください。</p>	<p>と読み替えて回答いたします。</p> <p>減価償却資産の「耐用年数」とは、通常の維持補修を加える場合にその減価償却資産の本来の用途用法により通常予定される効果をあげることができる年数、すなわち通常の効用持続年数のことをいい、その年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）により定められています。</p> <p>償却資産の使用方法や使用頻度等により資産の状態はさまざま、資産（設備）の耐用年数の経過と使用状況は別と考えます。</p> <p>個別具体の明示はいたしません、償却資産の評価に用いる耐用年数は、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）第3章第1節八により、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数によるもの、とされています。</p>
<p>同上</p>	<p>② 更新等の考え方、代替措置の考え方等を具体的にお示しください。</p>	<p>設備の状況を総合的に鑑みて、優先順位を考慮して対応してまいりたいと考えています。</p>
<p>同上</p>	<p>(5) 施設・設備の経年劣化により、不具合の発生頻度の上昇、重大な故障等の発生が予見され、設置者である県のリスク負担により対</p>	<p>今年度「子ども・福祉部個別施設計画」を策定する予定であり、施設の老朽化に対する設置者の対応等についてはその中で決めていく予定です。</p>

質問項目	質問内容	回答
	<p>応すべき案件の増加が予想されます。公共施設の老朽化対策等、設置者としての対応方針、年度計画など具体的な対応策についてご説明ください。</p>	
<p>同上</p>	<p>(6) なお、上記のような重大な施設・設備の不具合等の発生及び(セ)感染症等の発生時の臨時休館等運営中止にかかるリスク負担についての考え方をご説明ください。</p> <p>特に、通常予見しうる維持管理の中で、設備の故障、破損があった場合の長期間の運営休止などのリスク負担、成果目標と評価への反映等について、その考え方をお示しく下さい。</p>	<p>リスク分担については、協定書案別記5のリスク分担表によることとします。</p> <p>成果目標については、前述のとおりです。</p> <p>評価につきましては、全庁的な評価の考え方等をふまえつつ次期指定管理者と協議をしてみたいと考えています。</p>
<p>4 提出書類と著作権との関係について</p>	<p>9の(4)オ 提出書類の扱い中、提出書類の内容を複製、改変等にして使用できる。との項目については、「使用目的、範囲、場面及び改変等の内容について事前承認をお願いします。」(意図するところとは異なった成果物に変容されことを防ぐなど、著作権者の正当な主張と考えますのでご理解ください。)</p>	<p>三重県に提出された書類は公文書であり、審査結果の公表等で三重県が内容の複製、改変等ができるものとして扱います。</p> <p>この取扱をご理解いただいたうえでご応募いただけますようお願いいたします。</p>

質問項目	質問内容	回答
5 提出書類と情報公開との関係について	<p>9の(4)オ 提出書類の扱い中、提出された書類は、三重県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当することになり、～～情報公開の手続きを行いますので、とありますが、申請団体の法人(個人)情報が含まれ、かつ、申請書自体の著作権は留保されているので、直ちに「情報公開」というわけではないと考えられますが、いかがでしょうか。</p> <p>後段の記述は条例の手続きを正確には反映していないようにも見受けられますので、ご説明をお願いします。</p> <p>なお、申請内容については、申請団体自らが公表しうる内容をまとめた書類を「事業計画書の要旨(別紙様式5)」として作成させることとされており、法人情報の保護と透明性の確保を図る制度として運用されてきていると理解しています。</p>	<p>三重県に提出された書類は公文書となり、情報公開対象となります。</p> <p>申請書に記載される企画アイデア、ノウハウ等に関しては、情報公開請求がされた場合も非開示と出来る法人情報であると認識しております。</p> <p>「事業計画書の要旨(別紙様式5)」については公表前提の様式となり、申請者が公表できる内容を記載いただくこととなります。</p>
6 その他	16 その他中、(3)のセンターの管理運営業務とは何を示すものですか。	「センター」を「みえこどもの城」と訂正します。